

【八王子労働基準監督署長からのお知らせ 29.春号】

新規に労働者を採用された事業者の方

労働条件通知書の交付はお済みですか？



春です。新規に労働者を採用された場合、労働条件を書面交付などにより明示しなければなりません。労働条件についての「言った!」「言わない!」のトラブルを事前に防止し、労使ともすっきりと仕事に邁進したいものです。なお、平成28年10月1日より、東京都地域別最低賃金は25円アップで932円に改正されております。(参考:近隣県地域別最低賃金 神奈川県 930円 埼玉県 845円 山梨県 759円) 高校生アルバイトや試用期間中の労働者の方にも適用されますので、ご注意ください。

働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

ご安全に!

- Safe Work TOKYO -



当署管内(八王子市・日野市・多摩市・稲城市)の労働災害の発生状況は、平成26年、27年と増加したものの平成28年はなんとか前年同期比4.4%の減少になりましたが、死亡災害は3名(建設業2名、道路貨物運送業1名)で昨年の1名を上回っております。第12次東京労働局労働災害防止計画(第12次防)の最終年として目標達成がむずかしい状況です。特に第3次産業は災害発生件数が増加しております。とりわけ増加している小売業、社会福祉施設、飲食店においては転倒や腰痛等の労働災害の減少を図るために、多くの店舗を展開する企業本社、複数の社会福祉施設を展開する法人本部が主導して、店舗、施設の労働安全衛生活動について全社的に取り組むことが重要です。下記サイトでご紹介しております「チェックリスト」等活用のうえ積極的な労働災害防止活動をお願いします。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導

過重労働
防止対策!

昨年末の大手広告代理店での過労自殺に関する報道以来、各事業場のみなさまにこれまで以上に「過重労働防止対策」への取組をお願いしているところです。先般(29年1月17日)厚生労働省から「長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果」が公表されました。1か月当たり80時間を超える残業が行われた疑いのある事業場や、長時間労働による過労死などに関する労災請求があった事業場を対象とした全国の監督結果で、当署分も含まれています。過重労働防止対策への取組をお願いします。

【平成28年4月から9月までに実施した監督指導(長時間労働が疑われる事業場)結果のポイント】

- | | | |
|---------------------|--------------------------------|----------------------------|
| ①監督指導の実施事業場数 | 10,059事業場(内6,659事業場(全体の66.2%)) | で労働基準法等の法令違反あり |
| ②違反状況:違法な時間外・休日労働あり | 4,416事業場(43.9%) | (内80時間超え/月3,450事業場(78.1%)) |
| 賃金不払残業があったもの | 637事業場(6.3%) | (内80時間超え/月400事業場(62.8%)) |
| 過重労働による健康障害防止措置未実施 | 1,043事業場(10.4%) | |

【家内労働委託状況届は4月30日までに:家内労働者へ仕事(内職等)を委託している事業主の方は毎年4月1日現在の家内労働者数等について、「委託状況届」を労基署に提出することが義務付けられています。お忘れなく!】

八王子労基署からの情報は...

八王子労働基準監督署からのお知らせ

検索